

米国法規制情報

米国の毛皮製品販売規制動向 ロードアイランド州で新たに法案が提出されました

米国のロードアイランド州で、2020年2月6日に毛皮製品の販売を禁止する法案が提出されました。これにより現時点において、ロードアイランド州、ニューヨーク州、ハワイ州で同様の法案が審議中であり、カリフォルニア州および同州のバークレー市、サンフランシスコ市、ロサンゼルス市、ウエストハリウッド市では同様の法案が既に可決されています。

ロードアイランド州 法案概要

定義

毛皮：動物の皮膚またはその一部で、原材料または加工材料の状態で毛が付いているもの。

毛皮製品：衣類や身体の一部を覆う品目、またはファッションアクセサリ類で、製品の全体または一部に毛皮を用いたもの。
ハンドバッグ、シューズ、スリッパ、帽子、イヤーマフ、スカーフ、ショール、手袋、ジュエリー、キーチェーン、玩具、小物類、ホームアクセサリやインテリア装飾などの商品を含むが、これらの品目に限定されない。

毛皮製品には、次のものは含まれない。

- ・Tariff Act of 1930 により輸入や取引が禁止される、犬または猫の毛皮製品。
- ・動物の皮膚またはその一部で、皮革に加工されるもの。或いは、加工により毛が完全に除去されるもの。
- ・毛が付いたカウハイド
- ・毛が付いたラムスキンまたはシープスキン
- ・剥製または剥製にするための動物の皮膚や生皮

禁止事項

金銭目的か否かにかかわらず、毛皮製品をロードアイランド州で販売、販売のための陳列、取引、或いは他の方法で流通させることは禁止される。

この法案は、可決された日から6か月後に施行されます。

この法案の詳細は、以下のURLにてご覧いただけます。(英文サイト)

<http://webserver.rilin.state.ri.us/BillText/BillText20/HouseText20/H7483.pdf>

お問い合わせ先
(一財) カケンテストセンター 国際部
TEL: 03-3241-7309